

2021年7月14日

環境大臣 小泉 進次郎 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
行政改革担当大臣 河野 太郎 様

公益財団法人 日本自然保護協会
理事長 亀山 章

**次期エネルギー基本計画の策定にあたり
自然公園における地熱発電の推進に関する対応について**

小泉環境大臣は、4月27日に「環境省による地熱促進加速化プラン」を打ち出しました。その背景として、現政権下では2050年カーボンニュートラルを目指すなか、次期エネルギー基本計画の策定も検討されています。また、内閣府の再生可能エネルギー等の総点検タスクフォースからは、地熱開発の促進のために自然公園法と温泉法における通知や運用の見直しが求められています。これらを受けて、中央環境審議会の自然公園小委員会と温泉小委員会のもとに見直しのための検討会が設置されます。

日本自然保護協会は、前身である尾瀬保存期成同盟による水力発電開発からの保護運動にはじまり、70年以上にわたって、一貫して国立・国定公園をはじめとした自然保護地域におけるエネルギー開発問題に取り組んできました。特に地熱開発については、その立地による環境破壊だけでなく、発電施設の景観阻害や噴気・排水の影響、温泉源への影響、地域における合意形成、地熱資源の管理など課題が多いと認識し、平成24年、平成27年の通知「国立・国定公園内における地熱開発の取り扱いについて」の見直しによる規制緩和に対しても意見を具申してきました。さらに、昭和50年の「地熱資源開発促進法制定反対に関する意見書」では「優れた自然環境は他にかえがたい国民の財産であり、毀損を避けることは、経済成長に勝る国家百年の大計である」と、安易に自然保護地域での地熱発電はすべきではないことを主張しています。

このような背景と経緯から、以下のように意見を申し上げます。

1. 自然公園法の理念・目的に照らし、環境省はこれ以上の地熱の開発促進をすべきではない

自然公園法では「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする」と書かれています。自然公園法の「利用」は自然の風景の観賞や自然との触れ合い、および温泉利用をはじめとする観光や自然教育のことであり、地熱発電などの土地利用上の開発行為を増進するものではありません。地種区分をもとにした利用の制限と誘導、開発行為の規制を行うことにより、特別保護地区、特別地域では日本を代表する優れた自然環境を保護することを目指しています。しかし、地熱発電に関しては、局長通知を2度も見直し、第2種特別地域以下では、優

良事例のみ「例外的に」開発を認めるとして現在に至っています。ただし、前提として「原則認めない」という姿勢は堅持されてきました。ところが、今回の「見直し」では、その前提すら改變し、開発できることが「原則」となってしまうことが危惧されます。このような「見直し」は、自然公園法の理念・目的にそぐわず、環境行政の決定的な後退と言わざるをえません。

2. 保護地域の世界目標の達成のためにも、国立・国定公園で保全管理の質を高めるべきである

2021年6月にイギリスで開催された主要7カ国首脳会議（G7）にて「2030年自然協約」（2030 Nature Compact）が採択されました。「気候変動は生物多様性の損失の一つの主要な要因であり、生物多様性を保護、保全及び回復することは、気候変動への対処に極めて重要である」といわれています。また、「2030年までに世界の陸域及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護する新たな世界目標」（30×30）を支持し、G7のリーダーシップとして宣言しています。これは、保護地域を拡大するだけでなく、同時に効果的に保全・管理し自然環境の健全性も重要なことを意味します。

このような国際的な状況からも、環境省が今行うべきことは、国立・国定公園を地熱発電はもとより大規模な再生可能エネルギーの開発を促進する場にすることではなく、保護地域としての完全性を担保することです。また、適正な森林管理や自然林への回復、海草藻場や干潟の保全と回復を通じた炭素貯蔵機能の向上といった新たな取り組みを促進し、保護地域としての保全・管理の質を向上させることが、環境省の重要な役割です。

以上

<参考>

資料：地熱発電事業に係る自然環境影響検討会第2回検討会資料（2011年8月17日）

<https://www.nacsj.or.jp/archive/2011/08/981/>

資料：地熱発電事業に係る自然環境影響検討会に対する意見（2011年11月28日）

http://www.env.go.jp/nature/geothermal_power/conf/h2305.html

意見書：地熱資源開発促進法制定反対に関する意見書（1975年4月）

意見書：国立公園における再生可能エネルギー発電事業について（2020年11月6日）

<https://www.nacsj.or.jp/archive/2020/11/11250/>

宣言：G7・2030年自然協約（2021年6月13日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf>

通知：国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて

https://www.env.go.jp/nature/geothermal_np/mat02.pdf